商品概要説明書 2024年7月1日現在

問 回	
商 品 名	職域サポート定期積金
ご 利 用	当金庫と職域サポート契約を結ばれた事業所にお勤めの方【代表者、役員、従業員(非正規社
いただける方	員も含む)】および、その同居のご家族
預 入 期 間	6か月以上5年以下
預 入 方 法	原則、普通預金からの自動振替による預入とします。
預 入 金 額	1,000 円以上
預 入 単 位	10 円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
(給 給付補 填 金) 計算方法	スーパー積金の店頭表示金利に 0.05%(税引き前)上乗せし、満期日まで適用します。
瀬 填 金 息 計算方法	給付補填金は付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
-	● 一律 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税となります。
税金	● 国税には、復興特別所得税が含まれます。なお、マル優は利用できません。
	満期日前に解約する場合は、次の①、②の利率によって計算し、ご契約の積金の掛金残高相当
	額とともに支払います。
	①契約日から解約日までの期間が1年未満の場合
中途解約時	解約日における普通預金利率とします。
の取扱い	②契約日から解約日までの期間が1年以上の場合
	約定利回りに 60%を乗じた利率とします。(小数点以下第 3 位は切り捨て、この計算に
	よる利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)
	詳しくは、ホームページまたは窓口で定期積金規定をご確認ください。
 満期日以後の	満期日後に解約する場合、給付契約金(掛込総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日
利	から解約の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支
[]	払います。
	適用されます。(元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口
預金保険の適用	座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)
金利情報の 入手方法	金利についてはホームページまたは窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談窓口(9 時~17 時、電話:0120-260-262)までお申し出ください。
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東
紛争解決措置	京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですの
	で、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談窓口もしくは全国しん
	きん相談所(9 時~17 時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまか
	ら、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際に
	は、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議シス
	テム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護
	 士会、当金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
	● 商品の詳細については、当金庫ホームページ、窓口またはフリーダイヤルまでお問い合わ
その他	
	せください。
	● 当金庫ホームページ https://www.shinkin.co.jp/torishin/
	● フリーダイヤル:0120-600-070
	受付時間:9:00~17:00(ただし、土・日・祝日・振替休日・年末年始は除きます。)
	 ● 市場環境等により、商品内容の変更およびお取り扱いを中止させていただく場合がござい
	ます。

